

STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元
東電・柏崎刈羽原発差止め
市民の会
新潟市中央区新光町6-2
TEL/FAX
025-288-6611
市民の会年会費 1,000円

第31回口頭弁論

2021年1月25日、柏崎刈羽原発運転差止請求訴訟第31回口頭弁論期日が新潟地裁で開かれ、原告・サポーターなど約30人が傍聴行動などに参加しました。

弁護団からの主張

原告側は準備書面（81）で、耐震安全性は保たれないことを主張しました。20

年12月4日、大阪地裁は、関西電力大飯原発3、4号機の耐震性を巡り、安全審査基準に適合するとして原子力規制委員会の判断は誤りだと判決を下しました。原子力規制委による原発の設置許可を取り消す初めての司法判断です。大阪地裁は「地震モーメント（地震の大きさを示す指標のひとつ）の設定は、経緯式によって算出される平均値でなく、実際に発生する地震の地震モーメントの平均より大きく設定をしなければならぬ」と指摘し、地震モーメントに何らかの上乗せをする必要がないとした国の判断を誤りであると断罪しました。本件原発でも、被告東電は平均値しか検討していないと原告準備書面（36）ですでに取り上げています。被告東電、及び国の評価では、耐震安全性を保つことはできません。本件原発の原子炉圧力容器ス



新潟地裁まで入廷行動

タビライザや再循環ポンプ・モーターケーシングの耐震設計はギリギリです。耐震設計に誤りがあれば、こうした機器は損傷し、原子炉冷却材の喪失を招き、メルトダウンを引き起こします。

準備書面（82）で、基準地震動の超過確率について東電に反論をしました。東電の基準地震動の年超過確率は、国の多くの基準を越えており、それらの国においては安全と判断されないレベルです。本件原発各号機の基準地震動は国際水準を満たしておらず、危険です。

準備書面（83）で、鉄道構造物の標準地震動と本件原発の基準地震動の比較を行いました。東電は鉄道構造が設置される地点の特性を考慮せずに設定された標準的な応答加速度と、本件原発の特性を考慮して策定された基準地震動の応答加速度とを比較するのは相当でないと、反論しています。しかし、本件原発の基準地震動は、全国の鉄道構造物の耐震設計において使用される標準2地震動と同レベルまたは低レベルの地震動です。鉄道構造物よりも遥かに潜在的危険性が大きい原発の構造物の基準地震動が鉄道構造物と比較して低いことは問題です。このように低いレベルの過小な基準地震動に基づいて安全性評価がなされても、本件原発各号機の安全性が確保されないことは明白であり、本件原発の各号機は危険です。

次回口頭弁論期日は5月24日になります。

市民の会の活動

市民の会では、口頭弁論期日前に、古町十字路で街頭宣伝行動を行っています。今回は、10人の原告、サポーターでマイク街宣、チラシ配布を行いました。

今回の街宣では、新潟県の新潟県技術委員会の立石雅昭さん（75歳）をお招きしました。立石さんは、20年度をもって、年齢を理由に県の技術委員から外されました。街宣では、立石さんの委員解任に反対



街頭で訴える立石雅昭さん（写真中央）

するプラカードを掲示して、抗議の声をあげました。県の内規では、70歳以上の「高齢者」の任命は極力避けるよう定めてありますが、71歳だった前回、73歳だった前回の再任時に内規についての話はなかったと立石さんは話しています。こうした点からも、県の再任は説得力に欠けます。立石さんは07年の中越沖地震以降、委員に任命され、技術委員会の議論に寄与してきました。福島原発事故の検証を踏まえ、柏崎刈羽原発の安全対策の妥当性の審議が始まったばかりのときの不再任です。立石さんは「県は技術委員会14人の委員のうち、7人を解任し、委員会を大きく変質させようとしている。これでは県民が望む原発の安全性を担保できるのか」と訴えました。残念ながら立石さんの再任はありませんでしたが、今後、県の技術委員会をしっかりと監視する必要があります。次回口頭弁論期日前にも街宣を予定しています。詳細はメールで配信します。

第32回口頭弁論期日のご案内

日時：2021年5月24日（月）午後3時～

場所：新潟地方裁判所

【入廷者募集要領】

(1) 応募方法：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、原告／サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所

(FAX 025-225-3148、メールm-mizu@theia.ocn.ne.jp)

応募締切：2021年5月17日（月）午後5時（厳守）

(2) 入廷者の決定方法

・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。是非ともこれまでに入廷したことのない方からもご応募いただきたく、お待ちしております。入廷していただける方のみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。

(3) 裁判前集会、報告集会・記者会見

※「3密」防止の観点から、裁判所から入廷者数を従前よりも少なく制限される可能性があります。裁判前後の報告集会については予定通り新潟県弁護士会館2階会議室で開催します。

午後2時～ 裁判前集会（弁護団から裁判の概略をご説明します）

午後4時15分頃～（裁判終了後）報告集会・記者会見

【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、14時前後に裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合があります。詳細は新潟地裁のホームページでご確認ください。

カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきたいと思えます。

☆郵便振替

口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。皆様のご協力よろしくお願ひします。